

平成 2 9 年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率（国・地方） 8 %への引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

地方消費税交付金

平成 2 9 年度予算額
3 1 0 , 0 0 0 千円

【うち社会保障財源化分】
1 2 7 , 6 0 0 千円

事業名		事業費	うち一般財源 () は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	541,629	224,476	(32,006)
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設入所経費など)	92,689	82,139	(11,711)
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など)	284,049	82,892	(11,819)
	小計	918,367	389,507	(55,536)
社会保険	国民健康保険	108,235	33,760	(4,814)
	介護保険	208,441	206,341	(29,420)
	後期高齢者医療	235,384	196,882	(28,071)
	小計	552,060	436,983	(62,305)
保健衛生	予防対策事業 (予防事業)	33,700	33,670	(4,801)
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業など)	40,654	34,773	(4,958)
	小計	74,354	68,443	(9,759)
合計		1,544,781	894,933	(127,600)

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、同交付金平成29年度予算額の17分の7に相当する額です。
※事務費、事務職員の人件費(特別会計への事務費、人件費繰出しを含む)は、事業費から除いています。